

板橋区介護支援専門員法定研修受講料補助金交付要綱

(令和8年7月16日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区の区域内（以下「区内」という。）の介護サービス事業所等で従事する者が受講する介護支援専門員の資格の取得及び維持のために必要な法定研修の受講料を全額負担する事業者に対し、その経費の一部について板橋区介護支援専門員法定研修受講料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、介護支援専門員の人材確保及び職場への定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護支援専門員法定研修」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき介護支援専門員の資格取得及び資格維持に必要な別表1に定める研修をいう。

(対象事業所)

第3条 補助の対象となる介護サービス事業所等（以下「対象事業所」という。）は、区内に所在する別表2に定める介護保険法に基づく介護保険施設及び事業所等のうち、東京都が実施する令和7年度介護支援専門員法定研修受講料補助金交付要綱（令和7年4月1日付け7福祉高介第7号）に基づく補助金の交付決定を受けた事業所とする。

(対象職員)

第4条 この事業の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、第8条の規定による申請を行った日（以下「申請日」という。）が属する年度中に、対象事業所において、介護支援専門員の資格を活用した業務（居宅サービス計画書及び施設サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成業務、予防ケアプランの作成業務、要介護認定調査業務及び「介護保険法施行令附則第8条第1項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業」（平成20年厚生労働省告示第31号）2に示されるケアプラン点検業務をいう。以下同じ。）に従事している者又は今後当該資格を活用する見込みのある者とする。

2 対象職員の雇用形態は、対象事業所を運営する法人（以下「事業者」という。）に直接雇用されていることとする。

3 事業者における役員（法人代表者を含む。以下「役員」という。）においては、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者を対象職員とする。

4 対象職員の居住地及び介護支援専門員の資格の登録地は問わないものとする。

(交付対象)

第5条 この要綱による補助金の交付対象は、対象事業所を運営する事業者であって、前条に規定する対象職員が受講する介護支援専門員法定研修の受講料の全額を負担しており、東京都が実施する令和7年度介護支援専門員法定研修受

講料補助金交付要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 7 福祉高介第 7 号）に基づく補助金の交付決定を受けたものとする。

（補助対象経費、補助基準額及び補助金の額の算定方法）

第 6 条 補助対象経費、補助基準額、補助金の額の算定方法について、東京都が実施する介護支援専門員法定研修を受講した場合は、別表 3 及び別表 4 に定めるとおりとする。

- 2 東京都以外の地方公共団体が実施する介護支援専門員法定研修を受講した場合は、別表 4 に定める補助基準額を、当該地方公共団体が定める受講料に置き換えて、別表 3 を基に算定する。
- 3 法定研修受講料について、研修実施団体又は東京都以外の地方公共団体による減額を受けた場合は、別表 4 に定める補助基準額を、受講料から当該減額分を差し引いた額に置き換えて、別表 3 を基に算定する。

（暴力団等の排除）

第 7 条 第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 申請日現在、法人住民税を滞納しているもの
- (2) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成 24 年板橋区条例第 28 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- (4) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、介護保険法又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実があるもの

（交付申請）

第 8 条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書兼請求書（別記第 1 号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、電子申請システム LoGo フォームによる申請に代えることができる。

（交付の決定等）

第 9 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金の交付申請を行った事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、交付決定通知書（別記第 2 号様式）により通知し、適当と認められない場合は不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により通知する。

- 2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（決定の取消し）

第10条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に交付決定取消通知書兼返還通知書（別記第4号様式）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定取消通知書兼返還通知書（別記第4号様式）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金）

第12条 補助事業者は、第10条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金）

第13条 補助事業者は、第11条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止）

第14条 区長は、補助事業者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）によるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則
この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表１ 介護支援専門員法定研修（第２条関係）

区分	介護保険法等根拠法令
介護支援専門員実務研修	介護保険法第６９条の２第１項
介護支援専門員更新研修	介護保険法第６９条の８第２項
介護支援専門員現任研修	介護保険法第６９条の８第２項ただし書
介護支援専門員再研修	介護保険法第６９条の７第２項
主任介護支援専門員研修	介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３７条の１５第１項 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６８第１項第１号
主任介護支援専門員更新研修	介護保険法施行令第３７条の１５第１項 介護保険法施行規則第１４０条の６８第１項第２号

別表２ 補助対象とする介護保険施設及び事業所等の種別等（第３条関係）

１	居宅介護支援
２	地域包括支援センター
３	介護老人福祉施設
４	介護老人保健施設
５	介護医療院
６	（介護予防）特定施設入居者生活介護
７	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
８	看護小規模多機能型居宅介護
９	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
１０	地域密着型特定施設入居者生活介護
１１	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
１２	その他介護支援専門員の資格を活用した事業を行う者として区長が認める事業者

別表3 補助対象経費及び補助金額の算定方法（第6条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
対象職員が介護支援専門員法定研修を受講するにあたり研修受講分として納入した受講料(第8条の規定による申請を行う年度の前年度において、東京都介護支援専門員法定研修受講料補助事業の交付決定を受けたものに限る。)について、事業者が負担した額。ただし、対象職員が雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく教育訓練給付制度の給付を受けている場合はその給付額を除いた額とする。	対象職員が受講した介護支援専門員法定研修の種類ごとに別表4に定めた額の合計額。	1/4	第1欄に定める補助対象経費と、第2欄に定める補助基準額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を比較して少ない額。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

別表4 補助基準額（第6条関係）

区分	介護保険法等根拠法令	補助基準額
介護支援専門員実務研修 (87時間)	介護保険法第69条の2第1項	44,600円
介護支援専門員現任研修 (専門研修課程Ⅰ)(56時間)	介護保険法第69条の8第2項 ただし書	34,500円
介護支援専門員現任研修 (専門研修課程Ⅱ)(32時間)	介護保険法第69条の8第2項 ただし書	23,800円
介護支援専門員更新研修 (88時間)	介護保険法第69条の8第2項	58,300円
介護支援専門員更新研修 (56時間・前期)	介護保険法第69条の8第2項	34,500円
介護支援専門員更新研修 (32時間・後期)	介護保険法第69条の8第2項	23,800円
介護支援専門員更新研修 (54時間・実務未経験者)	介護保険法第69条の8第2項	28,500円
介護支援専門員再研修 (54時間)	介護保険法第69条の7第2項	28,500円
主任介護支援専門員研修 (70時間)	介護保険法施行令第37条の1 第1項 介護保険法施行規則第140条 の68第1項第1号	52,600円
主任介護支援専門員更新研修 (46時間)	介護保険法施行令第37条の1 第1項 介護保険法施行規則第140条 の68第1項第2号	38,000円